

TOP page

資料室

イベント情報

講師を探す

Worker's 広場

関連リンク

## 資料室



HOME | 資料室 | 一般教養 | 日本国憲法 | 日本国憲法を知ろう (条文解説) 第3章 国民の権利及び義務 (10)

労働組合

労働者福祉・共済

一般教養

社会保障

労使トラブル法律相談Q&amp;A

労働関係法

経営全般

人間関係とコミュニケーション

ライフプラン

男女共同参画

公務員関係法

日朝の歴史

7つの習慣

中東の歴史

ボランティア活動

環境活動

社会貢献活動

自己啓発

生涯学習

外交・防衛問題

資本論

教育カリキュラム

日本国憲法

## 日本国憲法を知ろう (条文解説) 第3章 国民の権利及び義務 (10)

## 第三章 国民の権利及び義務

— 「国民の権利及び義務」の概要と条文の説明 —

## 憲法第二十四条 【 婚姻、個人の尊厳と両性の平等 】

婚姻は、両性の合意のみに基づいて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本として、相互の協力により、維持されなければならない。

② 配偶者の選択、財産権、相続、住居の選定、離婚並びに婚姻及び家族に関するその他の事項に関しては、法律は、個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚して、制定されなければならない。

## 1. 語句の説明

- 婚 姻・・・夫婦になること。結婚。
- 両性の合意・・・結婚する男女双方の意思が一致すること。
- 同 等・・・等級や程度が等しいこと。
- 配偶者・・・夫婦の一方を他方から見ていう、結婚している相手。
- 財産権・・・私権の一種。経済的利益を目的とする権利。物権・債権・無体財産権など。
- 相 続・・・財産上の権利・義務を親族などが受けつぐこと。
- 尊 厳・・・とうとうおごそかであること。けだかく重たいこと。
- 立 脚・・・立場・よりどころを定めること。

## 条文説明

婚姻とは、結婚のことで法律用語です。日本では、同性、つまり男同士あるいは女同士での婚姻は認められていませんから、実質的には、男女間で結婚することを婚姻と言います。

婚姻は、婚姻届という届を役所に出すことで成立します。

尚、帝国憲法（明治憲法）下では、戸主が中心となる家族主義の観念に基づき、男尊女卑の思想が貫かれていました。本条は、そのような差別的な制度を一切禁止し、憲法の理念を家庭生活にも浸透させようとしたものです。

## (婚姻の届け出) 民法第739条

1. 婚姻は、戸籍法（昭和22年法律第224号）の定めるところにより届け出ることによって、その効力を生ずる。
2. 前項の届出は、当事者双方及び成年の証人2人以上が署名した書面で、又はこれらの者から口頭で、しなければならない。

憲法第24条は、婚姻における男女平等を示した条文だと言われています。

PDF版

資料に関する解説やサイト内ブックマーク、簡単なクイズもできる無料会員登録のお申し込みはこちらになります。

Worker's Library 会員登録

お申し込みはこちらです。

&gt;&gt;一覧へ戻る

傾聴

語り部スキル

🔍 キーワード検索はこちら

🔍 サイトマップ 🔍 このサイトについて 🔍 個人情報保護の取組みについて

🔍 ページTOPへ

TOP page

資料室

イベント情報

講師を探す

Worker's広場

関連リンク

Worker's Library 静岡で働く人のための資料閲覧サイト  
JAPANESE TRADE UNION COFEDERATION DB SITE 【ワーカーズ・ライブラリー】

Copyright© WORKER'S LIBRARY All rights reserved.